

大分県農業近代化資金利子補給等補助金交付要綱

〔制定昭和43年 8月27日農 経第2137号〕
〔改正令和 3年 3月31日団指金第1779号〕

(趣 旨)

第1条 知事は、大分県農業近代化資金融通措置要綱(平成14年8月1日農経第691号。以下「措置要綱」という。)第5に規定する農業近代化資金の貸付けを行う措置要綱第3に掲げる融資機関に対し利子補給補助金及び特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行について(平成元年元食流第4309号。農林水産事務次官通達。以下「施行通達」という。)に基づき、特定農産加工業者等に対し特定農産加工資金利子助成補助金(以下「利子助成補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給及び利子助成の対象資金並びに利子補給率及び利子助成率)

第2条 前条の利子補給補助金の交付の対象となる資金は、融資機関が農業者等に融資する農業近代化資金とし、前条の利子助成補助金の交付の対象となる資金は、融資機関が農業者等に融資する特定農産加工資金とし、その利子補給率及び利子助成率は次のとおりとする。

- (1) 農業近代化資金の利子補給率は、別表に定める利率とする。
- (2) 農業近代化資金のうち、大分県畜産公害防止対策資金実施要綱にかかる特別利子補給を行う場合の特別利子補給率は、大分県畜産公害防止対策資金実施要綱(昭和48年6月1日農政第626号)第4に定める利率とする。
- (3) 特定農産加工資金の利子助成率は、特定農産加工資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16総合第1932号農林水産省総合食料局長通知。)第4の3に基づき通知される基準金利から同ガイドライン第3の7に規定する貸付利率を差し引いた率とする。

(利子補給契約)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給等補助金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給補助金及び利子助成補助金(以下「利子補給等補助金」という。)の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金及び特定農産加工資金につき、第2条に規定する利子補給率及び利子助成率(以下「利子補給率等」という。)ごとに算出した融資平均残高及び借入平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞金を除く。))の総和を年間の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率等の割合で計算した合計額とする。

(補助金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び規則第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、補助金交付申請並びに実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付して知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 農業近代化資金
 - ア 貸付及び利子補給計画並びに貸付及び利子補給実績(第2の1号様式)
 - イ 融資平均残高計算明細書(第2の2号様式)
- (2) 特定農産加工資金
 - ア 借入及び利子助成実績書(第2の3号様式)

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、規則第3条第1項第3号並びに規則第3条第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。

(申請書並びに実績報告書の提出期限)

第6条 規則第3条第1項及び規則第12条の規定により提出する補助金交付申請書並びに実績報告書の提出期限は、毎年1月1日から6月30日までの期間にかかるものについては同年7月31日、毎年7月1日から12月31日までの期間にかかるものについては翌年1月31日までとする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者(特定農産加工資金に係るものを除く。)は常に利子補給にかかる貸付債務の保全に必要な注意を払うこと。
- (2) 補助事業者は規則、措置要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知並びに補助金の額の確定通知)

第8条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、補助金の交付決定通知書並びに額の確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(補助金の交付方法等)

第9条 この補助金は精算払の方法により交付する。

- 2 補助金の額の確定通知を受けたものが、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、2部(正本1部、副1部とし、副本は振興局長が保管)とし、当該補助事業者の所在地を所管する振興局長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和43年度予算にかかる大分県農業近代化資金利子補給補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧大分県農業近代化資金の融通に関する措置要綱第5の1の(2)により貸付けられた県単独事業資金に関する利子補給措置は、なお従前の例による。

(中略)

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成22年5月10日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸付けている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年2月19日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸付けている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年11月24日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸付けている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸付けている資金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

農業近代化資金の種類		利子補給率		
		措置要綱第3に掲げる融資機関が措置要綱第2の1に掲げる者に貸し付ける場合	措置要綱第3の1に掲げる融資機関が措置要綱第2の2から4までに掲げる者に貸し付ける場合	措置要綱第3の2から4までに掲げる融資機関が措置要綱第2の2から4までに掲げる者に貸し付ける場合
措置要綱別表1に掲げる1～8までの資金	平成17年4月1日から平成28年2月18日までの間に融通されたもので次に掲げる知事特認資金は除く	年1.25%	年1.25%	年0.40%
	平成22年5月10日に知事特認資金として施行された「大分県家畜伝染病対策支援資金」に係るもの	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第3の2の（3）に基づき通知される基準金利	同左	
	平成28年2月19日から平成28年11月23日までの間に融通されたもの	年1.30%	年1.30%	年0.60%
	平成28年11月24日以降に融通されたもの	ガイドライン第3の2の（3）に基づき通知される基準金利から措置要綱第5の2に規定する貸付利率を差し引いた率	同左	同左